

企業局施設等太陽光発電設備
導入可能性調査業務
企画提案書作成要領

令和6年6月
岩手県企業局

企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務 企画提案書作成要領

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

なお、参加者は、資料1「プロポーザル実施要領」を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

参加者は、資料2「業務仕様書」の内容を踏まえ、次の必要書類等を作成し、【様式3-1】を添書として企画提案書を以下の項目順に作成し提出すること。

なお、企画提案書はA4版両面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き20ページ以内とする。ファイル形式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint形式及びPDFファイルの限りとする。

(1) 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」を記載すること。

(2) 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

(3) 業務概要

ア 全体の流れ（フロー図等を用いて説明のこと。）

イ 業務遂行力

(ア) 実施体制（様式3-2の内容を含むこと。）

(イ) 類似業務の受注実績（契約書の写し等、証明する書類を提出のこと。）

ウ 業務内容別の説明

(ア) 企業局施設等への太陽光発電設備導入可能量の調査

(イ) 年間発電電力量の推計

(ウ) 経済性評価

(エ) PPA事業者の調査

エ 業務工程及び管理

2 費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、条件、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県企業局長あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、

提出すること。

3 企画提案書等の提出部数

企画提案書	6部（正本1部、副本5部）
費用積算内訳書	6部（正本1部、副本5部）

4 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1つとし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) 提案に当たっては、原則として、本作成要領「1 企画提案書」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が不足なく明記されている場合には、任意の様式によることも認める。
- (4) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。